

平成 24 年度 ドライブレコーダー機器導入促進助成事業概要

(社) 福岡県トラック協会

	県ト協	全ト協
助成対象	会員事業所	会員事業所に助成を行う地方ト協
助成対象機器	映像や走行に関するデータを記録できるドライブレコーダー車載器及び解析ソフト ※助成対象機器一覧参照	映像や走行に関するデータを記録できるドライブレコーダー車載器
助成額	<ul style="list-style-type: none"> 車載器等（スマートフォン【多機能情報端末を有する携帯電話】対応アプリケーション含む） 車載器等 1 台当たり購入価格（税別）の半額（千円未満切捨て）を助成し、40,000 円を上限とする。 データ解析用ソフト 1 台当たり購入価格（税別）の半額（千円未満切捨て）を助成し、100,000 円を上限とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 車載器 1 台当たり ①簡易型：なし ②標準型：10,000 円 ③運行管理連携型：20,000 円 ④スマートフォン活用型：3,000 円 ※ドライブレコーダ機器の分類については別紙参照

※なお、この助成は全ト協との協調助成ですので県ト協助成額と併せて車載器については全ト協より①簡易型：なし②標準型：10,000 円③運行管理連携型：20,000 円④スマートフォン活用型：3,000 円が助成されます。

※車載器又はデータ解析用ソフト、スマートフォン対応アプリケーション単体での申請も可能です。

※スマートフォン（多機能情報端末を有する携帯電話）の購入費用は助成対象外です。

注）国が実施するドライブレコーダーの補助金とトラック協会（県ト協、全ト協）の助成金の併用はできません。

※車載器（②～④）の助成金の交付を受けた場合、ドライブレコーダー機器導入の効果を調査票により全ト協に報告することが必要です。

（概要）助成金交付までの申請手順

【手順 1】助成金の申請（機器導入前の事前申請書の提出）※一部緩和措置あり【実施要領 5. 参照】

機器導入前に、下記書類を福岡県トラック協会（業務課）に F A X 【092（451）7964】して下さい。（締め切り：平成 25 年 1 月末日 ※申請額が予算枠に達した場合は、その時点までとする。）

- ① 「ドライブレコーダー機器導入促進助成申請書（事前申請書）」様式 1
- ② 導入予定機器の見積書（写）



【手順 2】助成金の交付決定（県ト協から助成金の交付決定通知の交付）

県ト協は、事前申請が適正かつ、交付が適当と認めた場合、様式 2 「交付決定通知書」により会員へ通知する。



【手順 3】助成金の請求（機器を導入し、支払いまで完了し実績報告書の提出）

会員は、交付決定後、機器を導入、支払いまで完了させ、平成 25 年 2 月末日までに下記の書類を福岡県トラック協会（業務課）に F A X 【092（451）7964】して下さい。

- ① 「ドライブレコーダー機器導入促進助成実績報告書（助成金請求書）」様式 3
- ② 添付書類（買取り）導入した機器の請求明細書（写）及び領収証（写）
（リース）導入した機器の価格明細書（写）及びリース契約書（写）



【手順 4】車載器の導入の効果の報告（車載器の助成を受けた場合のみ全ト協への報告）

（※報告に係る調査内容及び調査票の様式については現在、全ト協にて作成中）

平成 24 年度 ドライブレコーダー機器導入促進助成事業実施要領

平成 24 年 4 月 1 日
(社) 福岡県トラック協会

1. 交付要綱

別添「ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱」のとおり。

2. 助成対象

(社) 福岡県トラック協会 (以下「県ト協」という。) に所属する支部・分会のいずれにも所属する会員事業所 (以下「会員」という) にて、平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 2 月末日の期間に、新規に導入するドライブレコーダー機器 (以下「機器」という。) で、導入する前に事前申請を行い、助成金の交付決定を受けたものに限る。

※国が実施するドライブレコーダーの補助金とトラック協会 (県ト協、全ト協) の助成金の併用はできません。

3. 助成交付額

(1) 車載器等 (スマートフォン【多機能情報端末を有する携帯電話】対応アプリケーション含む) 車載器等 1 台当たり購入価格 (税別) の半額 (千円未満切捨て) を助成し、上限を 40,000 円とする。

ただし、1 会員事業所当たりの助成台数は保有車両数 (エンジン付き) の 20% (端数切り捨て) で上限 15 台までとする。

(2) データ解析用ソフト

1 台当たり購入価格 (税別) の半額 (千円未満切捨て) を助成し、上限を 100,000 円とする。

ただし、1 会員事業所当たり 1 台を限度とする。

※車載器又はデータ解析用ソフト、スマートフォン対応アプリケーション単体での申請も可能です。

4. 助成対象機器

映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載器及びデータ解析用ソフト、スマートフォン対応アプリケーション。

※ドライブレコーダー機器の分類については別紙参照

※助成対象機器一覧参照

5. 助成金の申請 (事前申請書の提出)

【申請受付期間】平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 1 月末日まで

(注意: 予算枠に達した場合は、その時点までとする。)

※上記期間内に、機器を導入前に申請手続き (事前申請書の提出) を行ってください。

ただし、4 月 1 日から 5 月末日の間に導入した機器で、県ト協に事前申請することができないものについては、6 月 11 日 (月) までに事前申請書を提出してください。

6. 助成金の交付決定 (交付決定通知書の交付)

県ト協が、事前申請内容を審査し、適正かつ、交付が適当と認めた場合「交付決定通知書」により会員へ通知します。

7. 助成金の請求 (実績報告書の提出)

交付決定後、機器を導入、支払いまで完了させ、平成 25 年 2 月末日までに助成金の請求 (実績報告書の提出) を行ってください。

※助成金は、交付決定額の範囲内で助成されます。

※車載器の助成金の交付を受けた場合、ドライブレコーダー機器導入の効果を調査票により全ト協に報告することが必要です。

平成 24 年度 ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱

平成 24 年 4 月 1 日制定
(社) 福岡県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、(社) 福岡県トラック協会 (以下「県ト協」という。) の事故防止対策事業の一環として、事故調査・原因分析や危険予測に効果があるドライブレコーダー機器 (以下「機器」という。) を購入する際の購入費の一部を助成することにより、交通事故防止に資することを目的とする。

(助成対象)

第 2 条 県ト協に所属する会員事業所 (以下「会員」という。) とする。

(対象機器)

第 3 条 助成の対象となる機器は、映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載器及びデータ解析用ソフト、スマートフォン (多機能情報端末を有する携帯電話) 対応アプリケーションで以下の基準に該当するものとする。

- (1) 十分な耐久性があること。
- (2) 品質が保証され、保証期間が定められていること。
- (3) 機械的作動が円滑であること。
- (4) 時計が取り付けられており、時間情報を取得できること。
- (5) トラック用に開発されていること。
- (6) 事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、トリガ前後の映像や瞬間速度、加速度等の走行に関するデータを記録できること。
- (7) 解析ソフトなどを介して、記録媒体に記録されたデータから事故及び危険挙動運転等の原因を分析できること。
- (8) EMS 車載器の機能を有すること、もしくは、国土交通大臣によるデジタル式運行記録計の型式指定を受けている機器のソフトウェアにおいて当該機器により記録された情報を活用できる機能を有すること。

※ドライブレコーダー機器の分類については別紙参照

※助成対象機器一覧参照

(助成条件)

第 4 条 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 2 月末日の期間に、新規に導入する機器で、導入する前に事前申請を行い、助成金の交付決定を受けたものに限る。

※国が実施するドライブレコーダーの補助金とトラック協会 (県ト協、全ト協) の助成金の併用はできません。

(助成の交付額及び台数)

第 5 条 助成金の交付額及び台数は次のとおりとする。

※車載器及びデータ解析用ソフト、スマートフォン対応アプリケーション単体での申請も受け付ける。

- (1) 車載器等 (スマートフォン対応アプリケーション含む)

新たに装置を装着する会員事業所に対して、車載器 1 台当たり購入価格 (税別) の半額 (千円未満切捨て) を助成し、上限 40,000 円とする。

ただし、1 会員事業所当たりの助成台数は保有車両数 (エンジン付き) の 20% (端数切り捨て) で上限 15 台までとする。

※ドライブレコーダー機器の分類については別紙参照

(2) データ解析用ソフト

新たにソフトを導入する会員事業所に対して1台当たり購入価格(税別)の半額(千円未満切捨て)を助成し、上限100,000円とし、1会員事業所当たりの助成台数は、1台までとする。

(交付申請)

第6条 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、機器を導入前に様式1の「ドライブレコーダー機器導入促進助成申請書(以下「事前申請書」という。)」を平成25年1月末日までの期間に、県ト協に提出しなければならない。

ただし、4月1日から5月末日の間に導入した機器で、県ト協に事前申請することができないものについては、6月11日(月)までに事前申請書を提出しなければならない。

なお、申請期間中でも申請額が予算額に達した場合は、その時点までとする。

2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

(交付決定)

第7条 県ト協は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、様式2の「交付決定通知書」により会員へ通知する。

2 県ト協は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(助成金の請求)

第8条 会員は、前条の交付決定後に機器を導入、支払いまで完了させ、様式3の「ドライブレコーダー機器導入促進助成実績報告書(以下「実績報告書」という。)」を県ト協に提出しなければならない。

2 前項の請求に必要な添付書類は別に定める。

(助成金の交付)

第9条 県ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その内容に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、会員に対して、交付決定額の範囲内で助成金を交付する。

(申請の取下げ)

第10条 会員は、交付決定後に交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式4の「ドライブレコーダー機器導入促進助成事業申請取下届出書」を県ト協に提出しなければならない。

(機器の処分制限)

第11条 会員は、交付対象となった機器が導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附則) 本要綱は、平成24年4月1日より適用する。